

議案第18号

職員の勤務時間・休暇等に関する条例中一部改正の件

職員の勤務時間・休暇等に関する条例を次のとおり一部改正しようとするものであります。

令和6年9月3日提出

芽室町長 手 島 旭

職員の勤務時間・休暇等に関する条例の一部を改正する条例

職員の勤務時間・休暇等に関する条例（平成7年条例第2号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第24条第6項」を「第24条第5項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

説 明

地方公務員法（昭和25年法律第261号）の一部改正に伴い条項を改正しようとするものであります。

職員の勤務時間・休暇等に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正案	現 行
<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）<u>第24条第5項</u>の規定に基づき、職員の勤務時間、休日及び休暇に関し、必要な事項を定めることを目的とする。</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この条例は、公布の日から施行する。</u></p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）<u>第24条第6項</u>の規定に基づき、職員の勤務時間、休日及び休暇に関し、必要な事項を定めることを目的とする。</p>